

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 三菱倉庫株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Logistics Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松井明生

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 東京03(3278)6611

【事務連絡者氏名】 総務部文書課長 前川昌範

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

【電話番号】 東京03(3278)6611

【事務連絡者氏名】 総務部文書課長 前川昌範

【縦覧に供する場所】 三菱倉庫株式会社 横浜支店
(横浜市中区太田町四丁目55番地 横浜馬車道ビル)
三菱倉庫株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅三丁目16番22号
名古屋ダイヤビルディング1号館)
三菱倉庫株式会社 大阪支店
(大阪市福島区野田六丁目5番20号 大阪ダイヤビルディング)
三菱倉庫株式会社 神戸支店
(神戸市中央区東川崎町一丁目7番4号
ハーバーランドダイヤニッセイビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の第212回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 6 円

総額 1,051,755,432 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000 円

別途積立金 4,500,000,000 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,700,000,000 円

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、岡本哲郎、松井明生、橋本有一、渡部能徳、法貴正人、高山和彦、宮崎敬典、楨原 稔、三木繁光、宮原耕治、小原祥司、原洋一郎、平岡 昇及び篠原文博を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、渡辺 徹及び吉沢義仁を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)末時点の取締役13名に対し、取締役賞与総額3,500万円(うち社外取締役3名に対して総額450万円)を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	137,614個	9,298個	0個	93.40%	可決
第2号議案 取締役14名選任の件					
岡本哲郎	130,198個	16,713個	0個	88.37%	可決
松井明生	129,891個	17,021個	0個	88.16%	可決
橋本有一	142,192個	4,646個	74個	96.51%	可決
渡部能徳	142,192個	4,646個	74個	96.51%	可決
法貴正人	141,740個	5,098個	74個	96.20%	可決
高山和彦	142,192個	4,646個	74個	96.51%	可決
宮崎敬典	142,192個	4,646個	74個	96.51%	可決
楨原 稔	137,872個	8,965個	74個	93.58%	可決
三木繁光	125,254個	21,657個	0個	85.01%	可決
宮原耕治	100,219個	46,694個	0個	68.02%	可決
小原祥司	145,587個	1,251個	74個	98.81%	可決
原洋一郎	145,589個	1,249個	74個	98.81%	可決
平岡 昇	145,253個	1,659個	0個	98.59%	可決
篠原文博	145,253個	1,659個	0個	98.59%	可決
第3号議案 監査役2名選任の件					
渡辺 徹	144,248個	2,662個	0個	97.90%	可決
吉沢義仁	126,399個	20,511個	0個	85.79%	可決
第4号議案 取締役賞与支給の件	134,272個	12,447個	192個	91.13%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりである。

- (1) 第1号議案及び第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- (2) 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2 賛成比率は当該株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む。))に対する割合である。
- 3 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数は173,877個である。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを集計した結果、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、当日出席株主の議決権の数の一部を集計しておりません。